

## 第136回平塚市都市計画審議会会議録

- 1 日 時 平成20年3月18日(火) 午後2時15分～午後4時30分
- 2 場 所 平塚市教育会館 2F 中会議室
- 3 出席委員 12名  
片倉 章博、小泉 春雄、端 文昭、松崎 清子、小川 ハルヒ、  
吉川 勝司、佐藤 宏、杉本 洋文、高橋 孝和、高橋 幹、  
木村 博、鋪屋 正三(代理 板谷 正)
- 4 欠席委員 3名  
杉山 昌行、鈴木 奏到、松上 俊三
- 5 平塚市出席者 都市政策部長兼課長 久永 逸雄  
下水道部長 鈴木 俊一  
都市政策課  
課長代理 小野間 孝  
課長代理 石田 晃一  
主査 武井 敬  
主査 五島 裕文  
主査 平田 勲  
主査 野呂 俊之  
主事 安倍 翔太  
下水道総務課  
課長 石井 彰  
課長代理 石川 真人  
下水道建設課  
課長 渡邊 清一  
主管 曾根田 博道
- 6 その他出席者 神奈川県県土整備部下水道課長他3名
- 7 会議の成立 都市計画審議会条例第5条第2項により、2分の1以上の出席により会議は成立していることを報告。

8 傍聴者 7名

9 議 事

(1) 審議事項

議案第175号 平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更(神奈川県決定)

(2) 報告事項

- ①まちづくり条例について
- ②第2次平塚市都市マスタープランについて
- ③高度地区等変更について

## 【審議会開会】午後2時15分

(事務局)

それでは、これより議事に入らせていただきます。

本日は、委員15名中、出席者12名で、委員の2分の1以上の出席を得ております。したがって、平塚市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日のこの会議につきましては、平塚市情報公開条例第31条の規定に基づき、この会議を公開し、また、会議録につきましても平塚市のホームページで公表いたしますので、ご了承願います。

それでは、会議を始めさせていただきたいと存じます。

では、平塚市都市計画審議会条例第4条第2項の規定に従いまして、会長に議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

では、会長、よろしく願いいたします。

(会長)

ただいま、事務局から定足数に達しているとの報告がありました。

それでは、ただいまから第136回平塚市都市計画審議会を開会いたします。

先ほど司会からお話がありまして、本日のこの会議は、平塚市情報公開条例第31条に基づき、公開での審議となりますので、よろしく願いいたします。

本日の会議の傍聴を希望されている方は7名おいでだそうでございます。それでは、これから会議を始めますので、傍聴の方を入場させていただきたいと思っております。

(傍聴者入場)

(会長)

それでは、本日の会議を傍聴される皆様に申し上げます。

先ほど事務局からお渡ししました傍聴者の遵守事項をぜひ守っていただきたいと思います。

なお、遵守事項が守られない場合、平塚市都市計画審議会傍聴要領に従いまして、場合によっては退場していただくことがありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

はじめに、平塚市都市計画審議会条例施行規則第4条第2項の規定に従いま

して、本日の審議会の議事録署名人を私と杉本洋文委員といたしますので、ご了承ください。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第、議事（１）の審議案件であります、議案第１７５号 平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更（神奈川県決定）について議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

お手元にお配りしてあります議案第１７５号 平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、相模原都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画、愛川都市計画、津久井都市計画及び相模湖都市計画下水道の変更（神奈川県決定）について説明させていただきます。

なお、今回の案件につきまして、名称が長いことから、以下、「相模川流域下水道の変更」と略させていただく場合もございますので、ご了解ください。

また、説明の内容は、まず最初に、都市計画の変更の概要と案件に関すること、次に公聴会の公述意見に関すること及び都市計画の変更手続、いわゆる法定縦覧の状況に関すること、最後に、市の意見に対する県の回答文書に関すること等、説明時間にある程度時間を要することになりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それでは、前面のスクリーンをご覧になりながら、お聞きください。

まずはじめに、本案件に関係いたします下水道の仕組みについてご説明いたします。

下水道には、公共下水道と流域下水道があります。市町村が単独で終末処理場を持ち汚水を処理する公共下水道と、汚水を各市町が個別に処理するのではなく、県が管理している流域幹線で市町村からの汚水をまとめて受け、流域下水道終末処理場で一体的に処理する流域下水道があります。

スクリーンには、相模川流域下水道の全体図をご覧いただいております。参考資料では１でございます。

はじめに、位置関係でございます。

相模原市、愛川町、厚木市、座間市、綾瀬市、海老名市、伊勢原市、寒川町、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町の９市３町です。

鉄道については、ＪＲ東海道本線、小田急小田原線、道路については、東名高速自動車道、河川については、相模川。

オレンジ色は流域下水道に接続する公共下水道の排水区域、赤色は流域幹線、赤丸で示しているのは終末処理場で、点滅しているのは左岸処理場、こちらは右岸処理場でございます。

相模川流域下水道は昭和44年5月に都市計画決定を行い、排水区域、流域幹線の変更を行いながら整備を進め、昭和48年6月には右岸処理場で汚水処理を開始し、昭和52年12月には左岸処理場で汚水処理を開始しております。

今回、下水道の上位計画である「相模川流域別下水道整備総合計画」の見直しにより、処理場、流域幹線等の位置及び区域の変更を行うものです。

流域下水道では、定期的な計画の検証を行っており、「相模川流域別下水道整備総合計画」の見直しでは、工業用水の再利用などによる水需要の変化や近年の一般家庭での節水志向の高まりなどにより、計画していた汚水量を見直すことにしました。

具体的には、今まで流域下水道全体では、日量約177.5万立方メートルの汚水を処理する計画でしたが、計画の見直しによって処理する汚水量は約112万立方メートルとなり、約65.5万立方メートル減少します。これに伴い、施設計画の見直しを行うものです。

今回の見直しにより、計画汚水量が減少したことから、施設計画の見直しにおいては、地震対策を図るとともに、既存施設の有効活用による松林の保全、水循環・水環境の保全といった3つの課題に対して総合的に検討を行いました。

まず、地震対策として、左岸、右岸を結ぶ新たな流域幹線として寒川平塚幹線を決定します。

処理場の既存施設の耐震化を進めておりますが、もし地震により処理場が被災しても、被害の少ない処理場を重点的に復旧することで早期に汚水処理が再開できるよう、処理場間をネットワーク化して、相互に補完できるように、左岸、右岸を結ぶ新たな流域幹線として寒川平塚幹線を決定いたします。

こちらは、左岸処理場が被災した状況の絵です。

次に、既存施設の有効活用による松林の保全として、今回、計画汚水量が減少したことから、左岸、右岸処理場内の水処理系列は、それぞれ減少します。右岸処理場においては、水処理系列は10系列から7系列へ減少します。

なお、現在6系列目を建設中です。

処理場用地を有効に活用できること、また、2つの処理場の処理能力の平準化を図ることが必要と判断したことから、寒川平塚幹線により、左岸側で発生した汚水の一部を送水して右岸処理場で処理します。さらに、高度処理施設を設けて、相模川へ放流する処理水のさらなる改善を図ります。

また、左岸、右岸処理場の処理能力の平準化により、左岸処理場においては、水処理系列が15系列から9系列に減少します。左岸処理場においては、既に

9系列の水処理系列が完成しております。それらのことから、処理場南側の松林を計画区域から除外するとともに、左岸処理場の放流幹線の区域を変更いたします。

水循環・水環境については、都市化の進展による水辺空間の消失などの課題に対応するため、流域内に中間浄化施設を設け、流域幹線から汚水を一部取水し汚泥と再生水に浄化します。これにより、汚泥は流域幹線へ、再生水はせせらぎやビオトープなどに還元するものです。

相模川流域下水道に係る変更概要については、以上でございます。

それでは、相模川流域下水道の変更の計画書について説明いたします。

議案の資料は、1ページ及び新旧対照表の3ページ及び4ページをご覧ください。

今回の変更は、相模川流域下水道「3. 下水管渠」中、相模川左岸幹線の終点の位置の名称を「津久井郡」から「相模原市」に変更し、及び放流幹線の区域を変更し、さらに、同流域下水道「3. 下水管渠」に「寒川平塚幹線」を追加するものです。議案書は8ページでございます。

さらに、同流域下水道の「4. その他の施設」中、吉野ポンプ場ほか4ポンプ場の位置の名称を「津久井郡」から「相模原市」へ変更し、相模川左岸処理場の面積を「30万平方メートル」から「19万5,600平方メートル」へ変更するものです。議案書は9ページでございます。

次に、理由書でございます。議案書は2ページでございます。

今回、都市計画の変更理由となりますので、理由書を朗読させていただきます。

相模川流域下水道は、本県中央を流れる相模川沿いに位置し、公共用水域の水質の保全を図るとともに、流域における生活環境の改善等を効果的に行うため、昭和44年5月に都市計画決定を行い、排水区域の拡大、幹線ルートの変更等により、計10回の都市計画変更を経て、現在、流域関連市町9市3町において事業を進めています。

本流域下水道は、流域関連市町で発生した汚水を処理するための根幹的な施設であり、「神奈川力構想・プロジェクト51」や「かながわ都市マスタープラン」においては、生活環境の改善はもとより、新たな施策として、水循環・水環境のさらなる創出や、処理場間のネットワーク化、下水道処理水の有効活用を図ることとしています。

また、近年の社会情勢や社会経済状況の変化等を踏まえて「相模川流域別下水道整備総合計画」の見直しを行っており、計画汚水量の減少、防災上の必要性、下水道システムの効率化の観点から、処理場区域の縮小、新たな連絡幹線を計画する必要があることから、本案のとおり都市計画変更を行い、公共用水

域の汚濁防止と、公衆衛生の向上を図るものです。

以上が、議案第175号 平塚都市計画以下、相模川流域下水道の案件説明でございます。

続きまして、公聴会の公述意見について説明させていただきます。資料は、参考資料の3でございます。それらをもとにまとめてございます。

まず、公述の申出期間として、平成17年9月2日から同月26日まで行いました。公述申出期間内に述べ6名の方の公述申出をいただきました。その後、公聴会が平成17年10月12日に四之宮管理センター、同年10月13日に柳島管理センターにおいて、2会場で公聴会を開催し、5名の方が反対意見を述べられました。

反対の公述をされた意見の内訳としましては、大きく分けて4つの意見をいただきました。まず最初に、都市計画変更内容に関する意見、2番目に、覆蓋化に関する意見、3番目に、環境対策に関する意見、その他の意見になります。

まず、都市計画変更内容に関する意見としまして、連絡幹線について、松林の保全について、地震対策について、都市計画変更手続についてになります。

覆蓋化に関する意見としましては、鹿見堂排水路の覆蓋化について、処理場施設の覆蓋化についてになります。

環境対策に関する意見としましては、処理場周辺の環境への影響についてになります。

その他の意見としましては、県の対応について、処理場整備の進捗について、処理水の相模川への直接放流について、最後に、連絡幹線の構造についてになります。

以上が、反対の公述された意見の内訳となります。

それでは、まず、都市計画変更内容意見としまして、連絡幹線、松林の保全、地震対策につきまして、E氏からいただいた意見の要旨と県の考え方を報告させていただきます。

まず、E氏からの公述意見の要旨としまして、四之宮地区に災害が発生して下水処理場にパニックが起きたとき、右岸処理場の汚水を左岸や茅ヶ崎の柳島に回して処理したり、また反対のケースもあり得ると。双方の利便性を考慮し、寒川平塚幹線を設置したいんだという説明であった。しかし、災害対策というよりも、茅ヶ崎側の柳島における環境対策のために、当初の計画を変更して、縮小された分を四之宮側に持ってくるというのが本音ではなかろうかということを感じた。

これに対する県の考え方は、近年の一般家庭での節水志向の高まりや工業用水の再利用などによる水需要の減少などにより、平成13年度に策定した相模川流域別下水道整備総合計画の1日当たりの最大計画汚水量（以下、計画汚水

量という)を、現行計画の117.5万立方メートルから1日当たり112万立方メートル、左岸は72.4万立方メートル、プラス右岸1日は39.6万立方メートルへ見直しし、左岸及び右岸処理場の水処理施設や区域などの変更をすることとしました。

この見直しに当たっては、相模川流域下水道の課題である地震対策、松林の保全、水循環・水環境の保全といった3つの観点から総合的に検討を行い、下水道施設の計画を変更するものです。

続いて、1点目の地震対策については、地震発生時に処理場が被災した場合において、左右処理場のうち被害の少ないほうを重点的に復旧することで、早期に汚水処理が再開できるよう、相互バックアップ体制を確立するため、左右岸を結ぶ新たな連絡幹線を計画するものです。

2点目の、松林の保全については、左岸処理場の海側に広がる松林が、飛砂防備機能を持ち、湘南海岸に残された貴重な緑として魅力的な県民資産であることから、現在の左岸処理場の区域から松林の区域を除外する計画に変更するものです。

3点目の、水循環・水環境の保全については、都市化における河川流量の減少や身近な水辺環境の消失といった水循環・水環境に関する課題に対応するため、処理水を有効利用する中間処理施設(サテライト水循環拠点)を位置づけるものです。

続いて、都市計画変更手続について、A氏、B氏からいただいた意見の要旨と県の考え方を説明させていただきます。

今回の都市計画変更について、これまで県から3回の説明を受け、その後、平成17年6月4日の自治会定例会で説明を受けた。しかし、四之宮地域の皆様には、この変更の問題について、まだ何も話はない。

県の考え方は、今回の都市計画変更に係る四之宮地区への説明については、平成17年6月に行った四之宮地区自治会連合会への説明後、平成17年11月及び平成18年12月には、地域住民の方を対象とした説明会を開催いたしました。

また、こうした説明会以外にも、平成18年1月から平成19年5月の間、四之宮地区自治会連合会に設置された環境対策委員会において、計4回説明を行い、さらに、相模川流域下水道事業右岸処理場環境対策事務連絡会においても計4回説明を行っております。

県のたよりの右のほうの一面に小さく載っているだけで、内緒でやろうとしている。公聴会を知らなかったら、自動的に都市計画変更がなされると考えざるを得ない。

県の考え方は、公聴会開催については、都市計画公聴会規則及び同開催要領

に基づき、平成17年9月2日に神奈川県広報において告知を行ったほか、県全域で配布される「県のたより9月号」により周知を図るとともに、県・市町のホームページへの掲載を行っております。さらに、周知用のチラシを地域県政総合センター、土木事務所、関係市町等において配布しました。

B氏のご意見ですが、第一次の土地の買収が終わったなら、それを倍にしようという計画変更をしている。最初は6系列ということで始まったものが、何の工事もやらないうちから、翌年には12系列という都市計画を変更している。

県の考え方につきましては、相模川流域下水道は、昭和44年5月に都市計画決定しましたが、同年6月に都市計画法が改正され、流域下水道の処理区域を拡大する都市計画変更を昭和45年11月に行いました。

具体には、左右処理場において処理を行う対象市町の構成が変更され、右岸処理場で処理すべき計画汚水量が増加したため、処理系列及び敷地面積が増加しました。

続いて、覆蓋化に関する意見としまして、鹿見堂排水路の覆蓋化について、C氏からいただいた意見の要旨と県の考え方でございます。

鹿見堂排水路の蓋掛けは、今になって蓋掛けをすることができないとはだれの責任か。設計ミスを認め、設計を見直し、蓋掛けを即実行してほしい。また、鹿見堂排水路にたれ流しをしている処理水も、塩素の臭いが非常にすごい。住民を無視した処理場、これ以上流入水の増加及び増設に反対する。

県の考え方は、鹿見堂排水路の蓋掛けについては、地域住民の方に親しまれる排水路にするため、これまでご意見・ご要望を伺ってまいりました。平成19年度は、引き続きご意見などを伺いながら、「むずかし堀」の洪水などの影響や鹿見堂排水路の耐震性などを含め、総合的な検討を行い、散策路の整備も含め、将来的には可能な構造にしたいと考えております。

以上の検討を踏まえ、平成20年度には、鹿見堂排水路の蓋掛け整備に向けた工事に着手する予定で、早期完了を目指します。

処理水の臭気は、今後蓋掛けを実施することにより軽減されるものと考えております。

続いて、処理場施設の覆蓋化について、B氏及びC氏からいただいた意見の要旨と県の考え方でございます。

汚泥は最後に焼却するという話だったが、実際に処理を始めてみると、焼却施設をつくるのではなくて、全部堆肥をつくるんだということで、堆肥をつくる施設をつくって始めている。

県の考え方は、汚泥の処理については、当初から焼却施設を設けて処理することとしておりました。しかしながら、供用開始時は、公共用水域の水質保全が優先され水処理施設の建設を先行的に進めていたこと、焼却施設の技術が確

立されていなかったことから、焼却炉の建設が遅れておりました。こうした中で、汚泥の有効活用も考慮し、汚泥を堆肥化する処理を行っていた時期もございました。

次に、C氏のご意見ですが、現在も右岸処理場の最終沈殿池はオープン式で覆蓋がされておらず、これからも周辺住民に我慢しろというのか。悪臭のない40年前に戻るには、処理場の増設及び寒川平塚幹線の受け入れに対して建設を反対する。

県の考え方は、最終沈殿池部分の蓋掛けについては、水処理施設の他の施設（最終沈殿池や反応タンク）に比べて臭気が少ないことから、昭和45年に蓋掛けを行わない計画へ変更しました。

しかしながら、地域住民の皆様から、臭気対策のふたかけを実施するよう強いご要望をいただいたことから、第1から第4系列の蓋掛けについては、昭和52年度から工事着手し、平成18年度までに完了しており、第5系列の蓋掛けについては、平成12年度から工事着手し、平成16年度に完了しております。また、第6系列の蓋掛けについては、平成18年度から工事着手しており、平成19年度に完了する予定です。

なお、今後、整備をする予定の第7系列についても、第5、第6系列同様の蓋掛け工事を実施していく予定です。

汚泥は処理されず土手をつくり、その中に野積みされた状態で悪臭を放っていたという意見に対する県の考え方は、汚泥処理施設などの水処理以外の施設に係る環境対策についても、環境対策実施計画に基づき、順次、進めてまいりたいと考えております。

昭和48年、右岸処理場オープン当時は、現在の主流である汚泥焼却処理の技術が確立されていなかったため汚泥が野積みにされているような状況でしたが、その後、焼却炉技術が確立されたことにより、昭和61年から汚泥焼却処理を開始しました。

続いて、環境対策に関する意見としまして、処理場周辺の環境への影響について、C氏及びD氏からいただいたご意見と県の考え方でございます。

汚泥焼却によるダイオキシン問題について、県としてどのような考えを持っているのか。年に1回程度地域住民に対する健康調査を行うとともに、相模川流域下水道事業右岸処理場環境対策事務連絡会へダイオキシンの土中の検査結果を提出してほしい。

また、処理水について、塩素を投入しているが、有毒であると聞いており、排水路近くに住む住民は塩素の臭いで悩まされている。住民の健康チェック体制ができるまでは事業計画に対して反対する。

県の考え方は、汚泥焼却におけるダイオキシン類の大気中等における排出濃

度の測定については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、平成12年度から年1回の測定を実施しており、すべて基準値を下回っている結果となっております。その結果については、県のホームページで公表しております。

処理水の塩素についても、厚生労働省が定める「直接人体に触れるプールの塩素濃度の管理目標値」を下回っている結果となっております。

これらのことから、地域住民の方を対象とした健康調査を実施する予定はありません。

なお、土壌中におけるダイオキシンの調査については、今後、地域の皆様方に結果を報告できるよう、準備を進めてまいります。

D氏の意見ですが、公害及び環境対策が極めて不十分であったことを指摘したい。処理場建設以前は豊かな自然が残る地域であり、この上ない自然との接点としての小川であった。今、その自然は跡形もなくなり、冷たいコンクリートの壁が深い溝となり、蚊の発生源として付近住民を悩ませている。

処理場からの放流水は、本流でもある相模川の魚類の生態系にも大きな影響を与えている。神川橋、四之宮付近、河口付近の3点で調査をして、四之宮周辺が一番魚の種類が少なくなっている。こういう問題について、今まで県は何の対応もとってきていなかったのではないか。

県の考え方は、鹿見堂排水路における蚊対策を含めた維持管理については、処理場に隣接する区間を対象に、定期的に年2回清掃を実施しておりまして、今後も適切な維持管理に努めてまいります。

四之宮付近の魚種が少なくなっているというご指摘と下水道処理場からの放流水との因果関係については明らかではありませんが、放流水の河川等への影響を考慮し、これまでも放流水の水質にかかわる監視は行っております。具体的には、下水道法に基づく水質検査を行っており、その結果、基準値を下回っております。

今後も、さらなる水質環境の向上を目指し、右岸処理場から排出される処理水の水質改善を図るための方策として高度処理の導入に努めてまいります。

続きまして、その他の意見としまして、県の対応について、B氏からいただいた意見の要旨と県の考え方でございます。

この変更は取りやめて、もう一度原点に立ち返って、真剣に最初の約束事もう一度やり直してほしい。

右岸処理場の周りにはいる人たちは、非常に大きな公害をこうむっている。これが現実の姿だということを真剣に考えてほしい。

県の考え方は、処理場周辺にお住まいの皆様から、これまで環境対策に対する数多くのご意見をいただいたことを真摯に受けとめ、今後は、平成19年5月の相模川流域下水道事業右岸処理場環境対策事務連絡会で説明しました汚泥

処理施設などにおける臭気対策を、環境対策実施計画に基づき、順次、進めてまいりたいと考えております。

続いて、処理場整備の進捗について、B氏からいただいた意見の要旨と県の考え方でございます。

この処理場ができて32年がたち、全国どこを歩いても、依然としてまだ完成していない処理場は、まず絶対ないと思う。

県の考え方は、下水道処理場の整備においては、社会状況の変化や流域市町の流入汚水量に影響を受けること、施設整備に多額の費用がかかることから、段階的な施設整備を適正に行う必要があります。このため、下水処理場の整備には長期間の時間を要しているのが実情です。

続いて、処理水の相模川への直接放流について、D氏からいただいた意見の要旨と県の考え方でございます。

蓋掛けが原因で、上流において水があふれることが危惧されているが、上流があふれるということが心配ならば、上流地点で相模川に直接排水する施設をつくるのが可能だと思う。

県の考え方は、右岸処理場から相模川へ直接放流については、新たに排水路を整備しなければなりません。その整備に当たっては、既存処理場内の大規模な施設配置の変更を余儀なくされることから、全体の工事はかなり難工事となり整備費用も莫大なものとなります。以上のことから、実現はかなり困難と思われます。したがって、これまでどおり、既存の鹿見堂排水路を活用して、今後、環境対策などの充実を図りながら対応することが現実的であると考えております。

最後に、連絡幹線の構造について、A氏からいただいた意見と県の考え方でございます。

平成13年に県の担当者から、寒川平塚幹線、戸沢幹線、さらにその上流にもう1本、計3本のバイパスをつくるという説明があったが、何を目的に3本必要なのか明確となっていない。

左岸から右岸へ2,000ミリパイプで日常的に1日当たり9.2万立方メートル流す計画だと言っているが、落差を念頭に実際にこれを計算すると、1日当たり38.1万立方メートルが自然に流れることとなる。そうであれば、管をもっと細くしてもいいのではないか。

県の考え方は、相模川の両岸幹線を結ぶ連絡幹線については、相模川流域下水道の維持管理上必要であったことから、昭和52年度に戸沢幹線(1本目)を整備しましたが、災害時に対応するため、今回新たに寒川平塚幹線(2本目)を整備します。さらに、相模川上流域には3本目となる連絡幹線を整備する構想がありますが、今後の社会的な状況変化などに応じて検討してまいります。

今回新たに整備する連絡幹線の管径（2,000ミリ）については、災害対策時における左岸と右岸の処理場相互間で送水する最大汚水量、左岸から右岸へは1日当たり60.8万立方メートル、右岸から左岸へは1日当たり33.8万立方メートルに対応可能な管径としております。

引き続きA氏の意見ですが、相模川を渡すのであれば、国土交通省で計画している相模川河川の計画河床があるので、そこに固定堰を設けて、その上流や固定堰の中に幹線をつくったほうが経費の節減ができるのではないかとの意見に対する県の考え方は、国土交通省に照会したところ、現在、当該地周辺の相模川において固定堰を設ける計画はございません。このため、提案していただいた案は実現することはできません。

以上が、公述意見の要旨と県の考え方でございます。

引き続き、都市計画の変更にかかわる手続、いわゆる法定縦覧の状況について報告させていただきます。この資料につきましては、先日、追加で送付させていただいたものの要旨でございます。

法定縦覧は、平成19年8月10日から同月24日までの期間行いました。その結果、縦覧者数は6名、うち2名の方から反対の意見書2通が提出されております。

意見書の概要といたしましては、まず最初に、昭和45年に左岸は左岸で、右岸は右岸で処理する旨の理由で都市計画変更を行ったにもかかわらず、その後、戸沢幹線をつくり左岸の汚水を右岸に流している。

2番目に、地震対策としてネットワークを強調しているが、既にある戸沢幹線をフルに活用すれば、寒川平塚幹線をつくる必要はない。

3番目、松林の保全が必要であれば、左岸に1系列増設した後、その後上部を利用して松を移植すれば松林も残る。

4番目、水循環・水環境の保全であれば、高度処理を行うことで処理水の利用拡大や相模川の水質改善などの環境保全が図られる。

次に、環境対策として長年の懸案である鹿見堂排水路の蓋掛けを急ぐべきである。

最後、地震対策として連絡幹線は計画しているが、無事に機能するのか。等となっております。

以上が、手続状況の説明でございます。

最後に、本日配布しました参考資料の4、こちらの資料を見ていただきたいと思います。こちらは、パワーポイントの資料を用意しておりませんので、お手元の資料を見ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

今回の相模川流域下水道の事業計画の変更につきまして、本市といたしましても、神奈川県下水道課に対して平成19年9月3日付で意見照会をいたしま

したところ、今年3月7日付でこのような回答をいただいておりますので、あわせて報告させていただきたいと思っております。

それでは、1ページ目をめくっていただきまして、平塚市の意見に対する県の回答でございます。

まず1番目、都市計画の変更を急ぐことなく、引き続き地元住民の理解を得られるよう努力してほしいという意見に対する県の回答でございます。

相模川流域下水道の計画変更に当たっては、地域の方からご理解いただくため、平成15年1月以降、相模川流域下水道事業右岸処理場環境対策事務連絡会（以下、相環連という。）や地元説明など数多くの場において、今回の計画内容について説明を行うとともに、ご理解が得られるよう努力してまいりました。しかしながら、これまでの県の環境対策に対する対応の遅れなど、地域の方々の十分なご理解を得るまでには至っていない状況となっております。

こうした中、今回の計画変更では、地震対策、既存用地の有効活用などの観点から、新たな連絡幹線などを計画に位置づけようとしております。

そして、県としましては、処理場被災時における幹線ネットワークの強化を図るため、新たな連絡幹線などを早急に整備する必要があると考えております。

また、計画汚水量から推定すると、新たな連絡幹線などについては平成25年をめどとした整備に向けて取り組んでいく必要があると考えております。

環境対策については、今年1月の相環連の視察時においても、これまでの環境対策の遅れについておわび申し上げるとともに、今後も引き続き、地域の方々のご意見・ご要望などを十分お聞きし、誠実かつ着実に進めてまいりますので、今回の計画変更の手続を進めることについて、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

次に、2番目ですが、平成19年6月13日付で、四之宮地区自治会から知事に提出された「寒川平塚幹線掘削について」という文書中、反対理由として第2項目に「地域住民のこうむる環境負荷の増大に対する低減措置あるいは補償等が示されていないこと」と書かれているため、これに対する神奈川県としての見解を地元住民に示してほしい。

その回答ですが、右岸処理場の水処理施設は、第6系列までが来年度中に完成予定であり、今後、新たな第7系列の整備が進むと、現在の状況よりは、少なからず環境負荷が増大することは否めません。

そこで、新たな環境負荷の増大に対する低減措置の一つとしては、運用面での対応を検討しております。

具体的には、可能な限り左岸の汚水は左岸で処理していくことと、右岸の負荷を少しでも低減するため、右岸から左岸へ送水することを念頭に置いた運用を行うことで、できる限り右岸処理場の環境負荷の低減に努めていきたいと考

えております。

また、新たな第7系列の覆蓋化は当然のこと、既存の施設についても必要な環境対策工事を引き続きしっかりと実施してまいりたいと考えており、具体的な計画を策定した段階において、しっかりと地域の方々に説明を行いながら、ご理解を得ていきたいと考えております。

次に、環境負荷に対する補償等の対応としましては、右岸処理場上部利用施設のテニスコート利用については地元優先枠を設けたり、地域活動の利便を図るため四之宮ふれあいセンターを昭和61年に建設しました。

さらに、流域市町からの支出負担金である処理場等所在地負担金を、処理場を有する貴市に対し毎年支出するなど、事業者として可能な限り対応させていただいていると考えております。

このほか、貴市として対応すべきと考えるようなことがありましたら、流域協議会へご提案いただき、流域市町のご理解をいただいた上で対応してまいりたいと考えております。

下の内容が計画の内容でございます。

最後、3番目でございます。

同じく、同文書中第3の反対理由として書かれている地域環境対策の条件である、鹿見堂雨水幹線の覆蓋化の計画が明示されていないので、事業計画を早急に地元住民に対し公表し、地元住民と計画変更に対する話し合いを深め、その後、都市計画変更の進めたい。

これに対する回答でございますが、貴市からご意見いただいた平成19年9月の時点においては、鹿見堂排水路の蓋掛けの具体的な計画については、いまだ検討中であったため地域の方々へお示しできませんでした。

その後、翌10月に開催された相環連において、放流口付近の仮設防臭蓋設置工事や平成20年度から着手予定の鹿見堂排水路の放流口の位置を移設する工事について地域の方々に説明を行ったところ、ご理解をいただいたものと考えております。

さらに、今月11日には、ふたかけ関連工事に係るより詳細で具体的な内容について説明を行う予定となっております。

計画変更については、1で回答しましたとおり、平成15年1月以降、相環連や地元説明会など数多くの場において説明を行い、地域の方々のご理解が得られるよう努力してまいりました。

環境対策については、今後も引き続き、地域の方々のご意見・ご要望などを十分お聞きしながら、誠実かつ着実に進めてまいりますので、今回の計画変更の手続きを進めることについて、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、鹿見堂排水路は貴市管理の排水路であり、その構造を大きく変更することとなる蓋掛け工事につきましては、貴市の協力が不可欠となりますので、今後ともご協力をお願いいたします。

回答文は以上でございます。

以上で、今回の議案第175号に係る案件の説明を終了させていただきます。

(会長)

ただ今、事務局から説明がありましたけれども、ただいまの説明について、ご質問がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(委員)

今までの経過の部分、事務局のほうから説明をいただきました。この件に関して何点かご質問させていただきたいと思います。

まず、県の下水道課が地元四之宮自治会等を含めて各協議会または会において説明を行ってきたというような経過がございますが、最新のところで、平塚市長への案文の部分で、3月11日、今月だと思えます、に蓋掛け関連工事にかかわる詳細な部分に関しての説明会を行う予定であると書かれておりますが、この部分がまず、どのような状況で鹿見堂の蓋掛け工事、県議会のほうでも現在、予算の審査等されていると思えますけれども、現状を踏まえて教えていただきたいと思えます。

また、長年、四之宮自治会または平塚の部分でいろいろな計画変更が10回されているということでございます。特に平成17年に都市計画変更がされた部分に関しまして、県のほうでも実際に何回かの説明会をされているとこの資料に基づいてはされておりますけれども、実際に四之宮自治会または周辺の市民の方が、どのくらいお見えになっているのかという部分もお聞きしたいと思います。

もう1点、先ほど、この計画変更の中で、災害時等地震対策等に対する部分での処理機能のネットワークを図っていくということで、一つは、根拠となる水の使用料が当時計画をしていることから減っているというようなことが述べられておりますけれども、これに関しては、根拠としては、大きな話としてはわかるんですが、数量等が実際に把握されているのか。当時計画された数量と現在根拠となる水の工業用水等の、減水されているのではないのかというような、おおむねの部分は出されておりますけれども、数量を把握されてこの部分の変更をされているのかといった部分もお聞きしたいと思います。

3点、お願いいたします。

(会長)

それでは、事務局お願いします。

(事務局)

それでは、順番に回答させていただきます。

先ほど、私のほうから、県からの回答で、3月11日に説明会をする予定だということで、既に実施されておりますので、その内容について、市の下水道のほうも相環連の開催と一緒に出ておりますので、まずそちらのほうから説明していただきたいと思えます。

(下水道総務課)

3月11日に開催されました相模川流域下水道事業右岸処理場環境対策事務連絡会、相環連と言うんですけれども、その中では、鹿見堂排水路蓋掛け工事に関連します放流口の切り回し工事、現在の放流口から下流のほうに放流口を移すわけですが、その切り回し工事のご説明と、蓋掛けにつきまして各ポイントの、工事した場合、道路とか宅地等の高低とか、そういった説明がございました。県のほうから説明を受けられました。

一応、内容につきましては、そういった内容になります。

(事務局)

続いて、その説明の内容で状況はどうだったかということと、過去の説明会の参加状況並びに今回の水量の関係について、神奈川県下水道課からお答えしていただきたいと思えます。

(神奈川県下水道課)

まず、第1点目が、今月11日に開催されました相環連での説明状況ですけれども、現場でもご説明しましたように、まず、新放流部の切り回し工事をやらなければならない。現在流れているものを一時切り回した中でやらなければならないので、その切り回し工事というのを2年の期間にかけてやらなければならないというご説明と、その後水路に対する蓋掛け工事を行いますというご説明をして、一応そういう進め方でもって仕方がないといえますか、そういった進め方をご理解いただいたということで、その手順の仕方につきましては、やはりいろいろな現場状況とか工事の工程とか、もちろん予算のことも含めまして、そういう形で進めさせていただくことをご理解いただいたと思えます。

また、放流口は新しい場所といえますか位置がずれますので、そういう意味ではその周辺の方々のご理解も必要でありまして、その辺のことについても

ご説明して、ご理解をいただいているという状況でございます。

それと、2番目は参加者ですか。参加者については、ちょっと今、整理したデータがなくて具体的な数字はわからないんですけども、主には相環連の役員の方々にご説明しているわけですが、そういう場では役員の方々が20名前後出席していただいているという状況かと。あと、最近、地域全体でご説明しましたのは平成18年12月21日に説明しているんですけども、そのときの参加者は28名ということになっております。これは、役員の方ということではなくて、一般に呼びかけまして、その中で、周知した中で出席された方というのが、一番新しいところでは18年12月21日で28名ということでございます。

それから、3点目の数量の把握、処理水の把握ということですけども、これは当然、最初の計画のときには、原単位というのは、実績がございませんのでいろいろな想定の中から行ったわけですけども、今回の見直しに当たりましては、営業所とか工場とか、あるいは、もちろん家庭なんかについては、それまでの下水道を整備してからの実績というものを把握しまして、そこから原単位をつくり出して、それが今後どう伸びていくかという想定をした中で把握しております。そういった中では原単位は過去の実績から、将来の伸びについては、それまでの伸びを考えた中でこれからどうなっていくかということでは、基本的には、昔は直線状に伸びていくという形で考えていたわけですけども、今回の変更の中では、新たに、これまでの実績から把握した数字がほぼ横ばいだろうというような形を考えて、現在の数字を把握したところでは、

以上です。

(会長)

いかがですか。

(委員)

今お答えをいただいた部分を含めて、参加者が20名、その前の平成18年12月21日、28名ということでございますけれども、都市計画決定をしていく上で、周辺住民というのは、相当の方が近隣にお住まいなわけでございます。このことに関しまして、途中、資料のほうにも県のホームページまたは県の「県だより」等にも掲載させていただいているということでございますけれども、昭和44年、45年なりの都市計画が10回変更されていく中で、ある一定の方だけの聴取意見または考え方というような状況では大変まずいのかなと。都市計画決定ですから一番大きい決定計画になると思いますし、実際にパブリックコメント等を含めて県のほうもされているとはもちろん思いますけれども、もう

少し地域住民、周辺にご理解いただけるような現状づくりをしていったほうがいいのかと思います。

というのは、我々審議会の構成メンバーにしましても委員にしましても、今回、この都市計画決定の変更の手續に関して、はじめて、平成17年の変更がされてから、変更しますよということですよ。17年に見直しがされたと、説明会があったと。我々審議会のほうにもはじめてこれが上程されているような状況でございますから、地元の方も本日おみえになっておりますし、内容等がまだ複雑でもありますし、計画決定の部分で、地元の意見をもう少し反映していただきたいというような見解もあります。もう少しその辺に關しまして、県の対応がどのように、今後、逆に決定をされていく中で、どのような形で地元自治会含めて住民の方に対応されていくのかという見解があればお聞きしたいと思います。

(神奈川県下水道課)

地元の方々へのご理解の求め方ということになるかと思っております。説明の中にありましたように、平成17年、説明会をまずやって、17年10月に公聴会をやりまして、さらに、その公聴会の中でもいろいろご意見が出ましたので、そういう意味では、平成18年3月には、その様々なご意見をいただいたことについて文書に取りまとめまして、地域の役員の方々等にも配布をさせていただきました。

さらに、平成18年の4月には、地元の代表者から成る環境対策委員会で、計画変更に関する説明会を開催していただきまして、それも20名ぐらいの参加者だった、私も参加しましたがけれども、説明させていただきまして、その中で地域の方々から、平成18年度は1年間ちょっと勉強をしようではないかというご意見をいただきましたので、平成18年につきましては、そういう意味では、平成17年に説明会を開いて、平成18年、1年たったわけですがけれども、平成18年につきましては、地域の方々勉強しようということで、地域といいましても、なかなか一般参加ということは難しく、やはり代表の方になってしまうわけですが、その方々と、例えば柳島の処理場を見に行ったり、柳島の松林を役員、代表の方々とちょっと確認しに行ったり、その後も意見交換をさせていただくなどやりました。

また、代表の方々とは、平成18年、勉強しようということで、4回ほど、意見交換を踏まえながら、計画について我々としてはできる限りご説明したつもりです。しかし、残念ながら地域の方々からは、今の説明にもありますように、ご理解いただけないという状況は、やはり変わりはありませんでした。

その一番大きい原因は何かと私、考えた中では、やはり環境対策ということ

が十分でなかったと。それは、これまで特に汚水処理ばかり、それが手いっぱいというのが現状だったと思うんですけども、それはまた、地域の方々からしてみればとんでもない話かも知れませんが、そういう意味では、環境対策というのがそれまで後手に回ってきた、そういう事実は間違いない事実だと思っています。そのことを何とか取り返すべく、現在は、ご覧いただきましたように、最終沈殿池も覆蓋化しましたし、遅ればせながらですけども、鹿見堂の蓋掛けについても、具体化するところまでどうにか今年度持ってこれたかと思っています。そういう意味では、計画内容もさることながら、環境対策をしっかりやるということが、地域の方々和我々の考え方を埋めるやはり最大の課題だなと思ひまして、そういう意味では、環境対策をこれからしっかりやるということをもって、ご理解をこれからいただくところかと思っています。

もちろん、ここで計画が終わればすぐ工事というわけではなくて、工事着手に向けましては、また地域の方々に、環境対策はもちろんのこと、計画面についてももうちょっとご説明はしていきたいと思っています。近いところでは、今、公聴会に対する県の考えをご説明させていただきましたけれども、それに対してまた地域の方々からご意見をいただいておりますので、それについて、近いうちにまた代表の方々に、そのいただいたご意見についてもう一度答えをしていきたい、事業者としてこれに答えていきたいと考えております。

以上です。

(会長)

よろしゅうございますか。

ほかにご意見いかがでしょうか。お願いします。

(委員)

何点か質問させていただきます。

先ほど県の方が、環境対策が十分でなかった、これからしっかりやりますというお話がありましたが、この下水道課長から平塚市長あてに回答書原稿が来ていますけれども、その中で見ても、地元の方と施行者側との理解がなかなかとれていないのかなという思いがあるんですが、例えば、これから具体的に鹿見堂の蓋掛けをやりますよ、平成20年度からやりますよと言っても、いつ完了するのかということは、地元で説明し、また理解を得ているのかどうなのかということの一つお尋ねしたいと思ひます。

例えば、先ほどの文書、回答書がありますけれども、これ、市長が県のほうに意見を出しているわけですね。出している文書というのがあるのであれば示してほしいと思うんですが。例えば、回答書は、これ、下水道課長のほうか

ら市長に対してあてていますよね。市長はだれにあてて意見書を出したんですか。知事に出したのではないんですか。これは下水道課長に出したわけですか。そのあたり。

というのは、どこの行政もそうですけれども、セクションの名前なんてすぐ変わるわけですよね。平塚市も次の4月からセクションが大幅に変わりますけれども、責任の所在というのが、この35年間の間で、本当にボタンのかけ違いとか、いろいろな意味で歯車が合っていない状況があるということは、やはり責任者がきっちりとした回答をするべきではないかと思うんですが、そういう意味で、市長はだれに意見書を出したのかというのをちょっと確認したいと思うんです。それで、知事あての答えはないところにちょっと違和感を覚えたんですが、そのことについて、それが2点目です。

もう一つ、先ほどの意見書の中で、寒川平塚幹線の2メートルのパイプを埋設するということに対して、意見の中で、これはちょっと大きいんじゃないの、もうちょっと小さくできるのではないかなという意見があったと思いますが、例えば、幾ら地震だからといって、右岸の処理能力を超えるような想定をした、60トンでしたか、こんな計画というのはちょっとおかしいのではないかと思うんです。右岸は右岸で処理しないといけないわけですよね。例えば、左岸が何かトラブルがあったとしても、その右岸の能力を超えるほどの水量を送り込むようなベースで管を決めるなんていうのはちょっとおかしいのではないかと思うんですが、そこらあたりはどうなっているのか。9.9万立方メートルでしたか、それはデイリーな、日常的な数字ですけれども、65万何がしとかという数字がどこかにありましたよね、そこらあたりをちょっと説明していただければと思います。

3点です。

(会長)

以上3点、よろしく申し上げます。

(事務局)

まず、市側からの県に対する文書の内容につきましては、市の下水道から説明させていただきます。

(下水道総務課)

市側からの文書につきましては、県の下水道課長あて、市長から出ております。決裁のほうは市長からでございます。

(神奈川県下水道課)

まず、第1点の鹿見堂の蓋掛けの工期といいますか工程ですか、先ほどお話ししましたように、切り回しについては2年かかるわけですね。それで、ある程度水を少なくした中で蓋掛けをやっていくわけですけれども、正直申し上げまして、これまた予算と絡む問題とか、それも、予算も流域の市町の負担金という問題がございまして確定している状況ではございません。ただ、今までの予算とかの状況から考えますと、1キロぐらいの延長があるわけですけれども、5年ぐらいで何とかできないかと今は考えております。できる限りそれは、予算を早く流域市町の方々のご理解をいただいた中で頑張っていきたいと思いません。

それと、災害時の水、それだけ多く流せるのかということですが、それは特殊なやり方として、やはり普段はきちんとした処理といいますか、処理能力は決まっているわけですが、非常時とかそういう場合には、ちょっと処理方法をいろいろ工夫する等で、最大限は2倍の処理が可能ないように処理場の処理系列というのができておまして、そういう意味では、現在の処理能力というのは通常の処理を考えた中でと、災害時等特殊な場合、どうしても緊急な場合には、その処理能力の2倍程度の水は、そういう意味では、よく言われるBODという数字があるんですけれども、例えば普段それが10ぐらいのところ、20になってしまうとか、そういう状況にあるかとは思いますが、そういう緊急対応ということで、処理能力をうまく使って処理量を多くするという形の処理を想定しての量ということでございます。

以上です。

(会長)

いかがですか。

(委員)

どうもありがとうございます。

1点目の、だれあてに出したかということは了解しました。

鹿見堂の蓋掛けについて、完成年度は5年程度できるように予算の獲得を頑張っていくよというような答弁をいただいたと思えますけれども、ただ、これまで見ていますと、今日見学したんですが、排水路がオープンな状態になっているということは、これまでの約束がいろいろな形で守られてこなかったところだと思えますよね。それで、そこらあたりを本当に担保できるようにするために、県のほうとしても責任を持った対応を今後やっていただけない

と、従前のような形ばかりで、約束が反故になるということにならないように、ぜひお願いしたいと思います。

それと、先ほど処理能力、処理のやり方も災害時は特殊なやり方があって、処理量の倍ぐらいの流量を流すことができますよというお話でした。それはそうかもわかりませんが、ただ、ということは、柳島のほうから四之宮のほうに送ってくるときに、例えば60万立米日量の量を送って来るだけの設備は、柳島のほうでポンプ能力とかというのは全部持っているという理解でよろしいんですか。

というのは、いろいろ災害時とかいうのを、今回、都市計画決定を変更するに当たって言われて、ネットワーク化するよと言っているんだけど、地元住民からすると何か、じゃ、何でそれを先から、地震なんて前からわかっていることなんだから、何で以前からそういうことを考慮してやらなかったのか、ここに来て何でそういうことを言い出してやるのかなと、何か不信感を持っていると思うんですよ。そこらあたりがどうなのかと思うんですが、いかかでしょう。

(神奈川県下水道課)

そういう意味では、ここへ来てネットワーク化ということが急に出てきたように感じるというのは確かかなと思います。それはやはり、その時期、時期といえますか、阪神・淡路の大震災を受けたり、そういう様々な経験の中から、いろいろな考え方が出てきたりということも事実ですし、やはり、まずは通常の処理の整備すらもまだ進んでいない中で、そこまで完璧に進んでいなかったということはあるかと思えます。

特に、今、県で行っております耐震対策としましては、処理場の補強というのをやっています。それは、やはり阪神・淡路の経験を踏まえて、今までのつくったものではああいう大きな地震があった場合には耐えられないということで、その補強を淡路の地震以降やっています。それがまだ完全には終わっていませんけれども、そういう意味では、ああいう経験をしたことが一つの契機になって、地震対策というのが出てきたというのが事実であります。

それと、今日見ていただきましたけれども、新たにつくっているものは、当然、今までのものとは違って、その阪神・淡路の大震災を受けて設計基準が変わりまして、新たな基準でもってまたつくっているという状況になっております。そういう意味では、スタートしたときに完璧というわけではなくて、いろいろな経験を踏んだ中で、いろいろな考え方を追加せざるを得なかったというのが現状でございます。

(委員)

設備能力は左岸側で持っているわけですか。

(神奈川県下水道課)

送ることについては、ポンプではなくて、やはりサイフォンの原理で、ポンプの力で送るという形ではなくて、そういう形で落差がありますので、それだけ送れるという形を考えているということです。ですから、川の下の高いところをずっと落ちていくという形になります。

(会長)

よろしゅうございますか。

はい、お願いします。

(委員)

いろいろご説明をいただきましたが、私の基本的な考え方といたしましては、これまで地元の住民が大変長い間この環境対策に悩まされ、生活に及ぶような思いをしてきたことを思いますと、これまで地元の方が要望してきたこと、また、やると言って約束を破ったこと、それらをすべてやった上で、実行した上で、また次の段階に入るというのが筋ではないでしょうか。私はそういう基本的な考えを持っております。それが、やらないうちに、追い討ちをかけて次々と変更する、このやり方に対して、住民は納得がいけないということだと思えます。それを前提にして、質問させていただきたいと思えます。

ちょっと細かい点になりますけれども、過去に汚泥を焼却炉で焼却するということを約束いたしましたね。それはできない、焼却施設の技術的な問題からできないと先ほど説明がありましたけれども、そういうことも確認しないで住民に約束したんですか、当時。その辺を1点、伺いたいと思えます。説明するからには、住民に、その焼却施設で処理すると言うからには、その焼却施設がそれだけの能力と技術があるということをきちんと確認した上で、普通は住民に説明をし、約束もすると思えます。その辺が、確認もしないで、ただこうやるよと言っただけなのか、その辺の事実確認を1点伺います。

それから、柳島の終末処理場の件ですけれども、松林の保全のためということですが、これまで寒川平塚幹線の工事、20億円かかるということですが、その経済的コストが柳島の終末処理場のほうで工事すると経済的コストが大変かかるということですが、その辺の見積もりはとられているのかどうか。一体どのくらいかかるのか。また、寒川平塚幹線が20億円ともう出しているわけですから、その比較をした上でこのように変更されたと思えますので、その見

積み重ねといいたいでしょうか、その経済的コストはどのくらい差があるのか、その辺を比較できればお答えいただきたいと思います。

それから、本来であるならば、平塚市には今、自治基本条例が制定されております。そういう中で、今の県のいろいろな説明を聞いておきますと、住民に説明をするというのが一方的ですね。今は平塚市にも自治基本条例があり、計画段階から、本来であるならば住民とともに、行政と住民が協働で事業を進めていくというのが、今の本来のあり方ではないかと思えます。そのような観点からいたしますと、県のこの事業の手の仕方、やり方が、非常に一方的であり、協働の精神からは平塚市としては大変外れていると私は今思っておりますけれども、その辺の考え方もとりあえず伺っておきたいと思えます。

(会長)

それでは、一応3点ご質問がありましたけれども、お願いします。

(神奈川県下水道課)

では、順番に答えさせていただきます。

まず、焼却炉の問題ですけれども、基本的には、スタートする段階で技術的なものを把握はしておりました。ただ、そのスタートした後の問題として、昭和48年になるんですけれども、六価クロムという新たな汚染物質といいますか、焼却したときにそういうものが出ると。脱水するときに、普通に絞ればいいんですけれども、やはり脱水能力を上げるために薬品を入れる。それを入れて脱水するわけですけれども、それを入れたものを今度は燃やすと六価クロムというものが発生するということが、新たに昭和48年にわかったものですから、今度はその対策を考えなければならない。脱水するのにどういう形でやるかという検討が必要になったということで、そういう意味では遅れてしまったという事実があるということです。

それと、経済比較ですけれども、それは、まず処理場をつくるということでの経済性があります。それと、連絡幹線についても、普段送るだけではなくて、当然、地震時というのは、処理場をどっちにつくるということに関係なく、やはり地震対策として連絡幹線は、ある程度の規模のものは必要になるわけです。そういうものを含めまして経済比較をしております。

まず、本体をつくるのに、右岸につくるのと左岸につくるのとでどれぐらいかかるかということでは、本体工事については、四之宮につくる場合には72億円、それで、そのための仮設、下のほうに掘りますから、土を押しやるための仮設に約6億円と踏んでおります。それと、連絡幹線自体を、やはりそれはそれで必要になりますので、それが19億円かかるということで、そちらに

つくれば約100億円という形になっております。それで、柳島のほうにつくりますと、本体自体が90億円かかる。それと、やはりあそこは砂地盤で地下水とかそういう問題もありますので、かなり掘って、そういう水対策を考えるとかかるということで、仮設は約42億円かかるのではないかと踏んでおります。それでもって130億円ということで、約30億円の差があるということです。

(委員)

もう1点。

(神奈川県下水道課)

そういう意味では、あと、地元への説明の仕方ということですが、一方的といたしますか、我々としては、少しずつは説明してきたつもりなんですけれども、といたしますのは、平成17年に最初の説明会を開いたというお話をしましたが、それ以前からも相環連というのはありましたので、そういう中では少しずつ、そういう考え方についてはどうかということは、地域の代表の方々には投げかけておりました。

そういった中で、スタートを正式にしたのが平成17年ということで、県としては、当然ながら、そういうふうに、ある意味では今までの考え方と少し違った考え方を進めるということは、やはり地域の方々からいろいろなアクションがあるということは、それは想定するものですから、情報としては、一遍に17年に出したわけではなくて、少しずつそういう状況をお話ししながら、感触として何とかご理解いただけるのではないかとという形でスタートしたというつもりです。

そういう意味では、やはりここまでなってしまったのは、そのスタートしたときに、今も問題になっております鹿見堂の蓋掛けについて、ある程度見えてきたというような状況があったんですけれども、それを台風の状況を踏まえた中で鹿見堂の蓋掛けの見直しを行ったという一度手戻りがありましたところが、今回まで長引いたといたしますか、今回またご理解に時間がかかっているところかと思っております、そういう意味では、一遍にぼんと何かを提案して、それで理解を求めるという形ではなく、特に処理場については、そういう相環連という場でもって意見を聞く場がありますので、そういうものをできるだけ活用するようには考えていたつもりです。

(委員)

経済的なコストということで、先ほど私、右岸のほうを20億円と言いまし

たけれども、100億円、左岸のほうの工事をいたしますと130億円、大体30億円の差がコスト的に出ているということですが、この30億円の経済的コストと住民の迷惑というか生活に及ぼす影響、どちらをはかりにけるかということだと思えます。それを県は、住民を犠牲にしたほうをとったんですね。私は今そう思いました。

やはり、平塚市が工事をするんだったら、30億円といたら大変なお金だと思います。でも、県の予算の中でこの30億円というのは、それは大変なお金だと思いますけれども、住民の生活というのはもっともっと大変で、四六時中、朝から晩まで生臭いにおいがして大変だということを、私も今日来る前に、いろいろな方から自分なりに聞いてまいりました。大変だということを、四之宮だけに影響しているのではなくて、隣に田村という町がありますけれども、そちらのほうにも影響しているということを昨日伺ってまいりました。

そういった意味から、この松林の保全、茅ヶ崎のほうの環境の保全を県議会で議決したということで、そちらを優先にして県がとったんでしようけれども、それよりももっと住民の生活を大事にしていきたい。そのようなことを住民は非常に怒っているんだと思います。

そういった意味で、これまで住民がいろいろ要望してきたこと、平成17年から説明をして、住民が要望してきたことに対して、県が計画変更なり少しでもする気があるのか、また検討しているのか、それとも、県のほうでこれまで計画変更した内容について、住民が何と言おうともこのまま推し進めようとしているのか。もし、住民の意見を聞き、そして謙虚に今までの反省に立つならば、住民の声をどこに生かすのか、その辺の検討はどのようになっているかを伺いたいと思います。

とりあえず、その辺を伺ってみたいと思います。

(会長)

それでは、お願いします。

(神奈川県下水道課)

計画の見直しということですが、現在、私どもとしては、この計画が、総合的に判断した中ではいいと思っております、ですから、今日もここへ来てご説明しているところなんです、それをより押しするのかということですが、その中のやはり一番の問題点が環境対策かなど。

その中で、説明にも少しありましたけれども、平塚側にだけ負荷をかけるのかという問題を言われておりましたので、それについては、その説明の中にもありましたように、1年を通しますと非常に汚水が変動いたします。そういう

意味でいきますと、365日、9万トン平塚で処理するということではなくて、そのオーバーするときだけ送れば済む問題ということになります。ということは、逆に言えば、冬場ですと逆に汚水が減っていますので、柳島側でも処理に余裕が出てくるということになります。そういう意味では、1年間を通して何とか平準化して、処理量を左岸から右岸へ持って行くのではなくて、トータルでは、1年間をトータルするとプラス・マイナス・ゼロになっていくというような運用の方法も十分検討できると思っております。

その辺、後でグラフでご説明してもいいんですけども、今の年間の変動を見て、それを将来、同じような変動をするだろう、そう考えた場合に飛び出る部分、要は柳島で処理できない部分というのが年に3カ月程度、そのところはやはり四之宮側で処理してもらおう。では、もっと低いときには、そうするとそこは柳島で処理できる能力がまだある、そういう部分でもって、四之宮で処理すべき水だったものを柳島に送るという形で、年間の量を何とか平準化することを考えていきたいと思っております。

また、単なるそんな数字合わせだけではなくて、やはり一番は、環境対策ができる限りやっていく。それは、開所したときからよく言われていたのは、最終沈殿池の蓋掛け。今日見ていただきました太陽光をやっているところですけども、あそこについて、当初の計画では蓋掛けというものがなかったところを、遅ればせながら平成18年には完成しました。さらに、やはり臭いというのは汚泥のところが強いものですから、今後、改築・更新では、新たなものにかえていく中で、よりそういう対策がとれるようなものにやっていく。さらに、先ほど言いました、やはり鹿見堂の蓋掛けですか、それについて着実にやっていくという、地域の方々へのそういう対応をもって、何とかご理解いただきたいと思っております。

(委員)

鹿見堂の蓋掛けは、今回の変更には関係ないですよ。本来から蓋掛けをすると約束していたものが、約束が実行されなかっただけであって、従来から環境対策としてそれは約束をしていたことであり、それは当然、今回の変更に関係なくやっていたかなければならないことだと私は基本的には思っておりますので、その辺は勘違いしないで進めていただきたいと思っております。

それから、先ほども私、話の中で伺ったかと思いますが、住民に何回説明したということ、何回か回数を言っておられましたけれども、何回説明したのではなくて、住民と協働でどう進めていくかという、その辺に力点を置いて今後やっていただかないと、説明すれば、では100回説明すれば住民が納得するのかと、そういうものではないと思っておりますので、何回説明したではなくて、住

民と協働でどうつくり上げていくかという観点に、振り出しにある程度考え方を戻していただかないと、これ以上進まないのではないかと私自身思っております。それが1点。

次の、もう1点、新しい質問をしてよろしいでしょうか。

(委員)

先ほどの話の中で「高度処理施設」という言葉が出てきたと思います。この高度処理施設に住民の方は非常に関心を持っております。この高度処理施設の内容について伺いたいと思います。

(会長)

それでは、お願いします。

(神奈川県下水道課)

まず1点、その地域の方々とどう進めていくのかということですが、もうそのとおりでございまして、地域の方々の意見をどうやって吸い上げるかということが非常に重要だと。特に下水道につきましては、もうずっと処理場というのは存在するわけですし、そういう意味では、それを365日運転していく中では、地域の方々のご理解をいただく、当然のことだと思っております。そういう意味では、ほかと違うのは、やはり相環連という組織を設けて、平塚市にご努力いただいて地域の意見を吸い上げる場を設けてあるというのが下水道の一つの仕組みかと思っております。そういったところをさらに拡充するところがあれば拡充しながら、地域の方々の意見を吸い取る場というのを少しでも多く設けながら、下水道を引き続き管理していきたいと思っております。

それともう1点、高度処理についてですけれども、現在、相模川流域下水道として考えておりますのは、東京湾とちょっと違ひまして、BODという数字を、今後、相模川がきれいになっていくと、その基準値がもっと厳しくなるだろうと。今はまだそこまで行っていないんですけれども、将来的に厳しくなるだろうということを想定して高度処理ということを考えております。

東京湾で言われているのは、燐とか窒素をとるとのことなんですけれども、四之宮については、窒素、燐というのは、東京湾みたいな閉鎖水域に流れるわけではないことから、今のところそこまでは考えていなくて、BODを処理する機能としてです。具体的に今、何をやるかという、砂ろ過という形で、これは先日、地域の方々と一緒に見に行きましたけれども、東京都の落合処理場では、全量砂ろ過をやって放流していると。ですから、神田川の水質がそれで守れたという形になっているわけですが、それは、水質というのはBOD

Dであって、隣とか窒素の話ではなくて、それと同じことを今考えております。

ただ、これから将来に向かってどうなるかというのは、また、もっと厳しくなるかもわかりませんし、技術的にも、砂ろ過がいいのか、もうちょっと、いろいろな技術が開発されていますので、どういう高度処理を選択していくかというのは、また時間の経緯を見ながらやっていくのかなと思っています。

具体的には、膜処理といまして、細かい網目とか布みたいなものを通して中で処理するという技術が最近進んできておりまして、もしかするとそういうものになってくるかもわかりませんし、そこら辺のところは、今後また勉強しながら、また地域の方々とも意見交換しながら考えていきたいと思っております。

(委員)

砂ろ過を今のところは計画しているということですね。この砂ろ過によって、相模川の水が完全にもとに戻るようになるのでしょうか。その辺を地域の方は大変心配しております。ほとんどすむ魚が変わってしまったという経緯もありますので、その辺も確認しておきたいと思っております。

(会長)

いかかでしょうか。

(神奈川県下水道課)

完全というの、ちょっとどういう状況を完全にと言うのかはあると思うんですけども、少なくともBODについて見ればかなり落ちていく。それは、東京都の落合を見学させていただいた中で、BODが1とか2とかという、もうほとんどゼロに近い状況ですから、それは戻っていると思います。ただ、川の自然というものがそれだけで支配されているのかというと、ちょっとその辺はいろいろな要素が加わってくるのかなと。

最近、川の水質の中でよく問題になっておりますのはノンポイント汚染といまして、要は、汚水というよりは雨水が大量に流れてくる中で、その中に汚染があるのではないかと。ですから、東京湾の水質の問題でもよく言われているのが、かなり下水道の整備が進んだのに余りよくなっていないという問題の一つには、そういう面源対策と言っているんですけども、農地の農薬とか肥料とか、あるいは畜産のいろいろな家畜小屋からの流出ですとか、人間の活動の中の一つだとは思いますが、そういういろいろな物質の問題があるようで、そういう意味では、完璧に川をある意味では昔みたいに戻すとなると、汚水の問題だけではなくて、雨水に対してどのような取り組みをしていくかということもやらなければ、もとといえますか、人間の影響を完璧に排除すること

は難しいと思っております。

(委員)

すみません、質問を2点だけお願いいたします。

今回、この都市計画決定が各自治体のほうに出されていると思います。残すところ多分、平塚市だけなのかなと認識しておりますけれども、都市計画決定を各自治体がされた後の計画としまして、県の都市計画審議会のほうに諮られると思うんですね。その日程、スケジュールを含めて、この都市計画決定後の考え方、先ほど、現調のほうをさせていただいたときに、平成20年から22年に関しては鹿見堂の排水路蓋掛けのほうをやっていきたくとか、その他、施設に関しても幾つかの年ごとのお話がありましたけれども、都市計画決定された後、特別会計の部分で、すべての処理に関して年度がどこまで計画されているのかといった部分を1点お聞きしたい。

これに関しましては神奈川県都市計画決定になるわけですから、現状の中で、県議会の中で本会議、または逆に常任委員会等の中で、平成17年度以降、変更が、見直しをするよというときから、実際にこれが話としてされているのかといった部分も含めてお聞きしたいと思います。

(会長)

それでは、お願いします。

(神奈川県下水道課)

まず、1点目、今後のスケジュールという、相模川流域下水道の今後のスケジュールということになると思うんですけれども、それにつきましては、平成25年の整備に向けてやっていくという基本的なお話をしたと思うんですが、やはりそれは、実際の汚水量の伸びとか実態の伸びもよく勘案しながらやっていかなければならないですし、まだ計画だけで、現地で具体的なボーリング調査とか、測量とか、さらには、河川の下を通りますので河川管理者、国になりますが、その協議とか、ここでもし決まったとしても、それから我々の本番で、かなりそういうことの時間はかかると思っております。そういった中ではそれは着々と進めていく。そういう意味では、最初は調査費からやっていく形になると思います。

そのほかに、今、現地を見ていただきましたように、第6系列の整備というのはまだ途上でありますので、あれを完成させるべく、まだ2年程度はかかる。平成21年供用に向けてですから、平成21年に供用すべく平成20年度

やりますし、その後また上部の施設整備もございます。さらには、柳島のほうでも古くなったものを新しくしていかなければならないとか、あと、先ほど言いました地震の補強もしなければならぬとか、いろいろな工事はまだございますので、それと並行しながら、そういう調査や関係機関との協議を進めていくのかなど。それにつきましても、もちろん地域の方々によくご理解いただいた中ででない、すべてまとまっても工事自体できませんので、そういうことは並行して進めていきたいと考えております。

もう1点は、県議会の件ですけれども、これまで、私は平成18年から来ておりまして、平成17年の資料を見た中でも、正直申し上げて、県議会の中で、これが表に出て質問を受けたということはございません。ただここで、平成19年になりまして、相模川のことについては一般質問で少し、地震対策等のことで触れられましたし、それに関連しまして、常任委員会で、やはり同じ会派の方から、その方は県の都市計画審議会の委員でもございましたので、先ほどご説明しました公聴会でのやりとりとか、そういうこともご存じでしたので、やはり計画を進めるにはきちんとした環境対策をやることが重要だという質問を受けて、そういう意味では、鹿見堂の進め方とか、現在取り組んでいる環境対策とか、そういうことをご説明して、何とかご理解いただきたいと答弁させていただいたところです。

(会長)

よろしゅうございますか。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

(委員)

委員の先生方からたくさん質問が出ておりまして、ほとんど地域住民の皆様方の意見を反映されたご質問かな、そのように感じるんですけども、私は下水道に対しては素人なものですから、ちょっとお門違いのことを言うかもしれませんが、ひとつご質問させていただきます。

公聴会で反対の公述をされている5名の皆様方の意見とその説明を受けました。公述された方は5名ということなんですけれども、5名の皆様方のその後ろ盾、本当に住民、大勢の方々がそういう意見をお持ちになっての上での5名の公述かな、そのように考えている中で、下水道の処理施設そのものがそこにあつて、これはもう絶対的に必要なものであるわけなんですけれども、そこに施設をつくった当初から、いわゆる環境対策というものは、ある程度想定されていたのではないかと思うわけです。

そこで、日本の下水道処理は水処理をとりましたので、すべて水で薄めて、水に流して、ところが、臭いばかりは簡単に水で流せないところに、この環境

対策の難しさ、大きな問題があろうかと思えます。処理施設は平塚だけではないわけでございまして、都市部においてもこのような処理施設があろうかと思えますが、技術的・科学的にそれらを上手に処理してきたというモデルケースというようなものはないのでしょうか。例えば、国内になれば外国にでも、何か、既に三十数年、40年近くたとうとしているわけですから、蓋をすること、昔から臭いものにはふたをしろということがありますけれども、臭いばかりは本当に、拡散させてしまうのが一番いいのでしょうか、その施設の中で処理できる方法、もしそんなものがあれば、ちょっとお話を伺わせていただきたいと思えます。

(会長)

それでは、お願いします。

(神奈川県下水道課)

ちょっとお答えになるかどうか不安なんですけれども、そういういいものがあれば、ぜひ取り入れてというところが正直なところで、やはり密閉しながら脱臭するしかないかと思っております。そういう意味では、脱臭の仕方も、臭いが強いものは、今実際やっているわけなんですけれども、生物脱臭というものがあるようで、それで脱臭し、軽微なものは活性炭でもって脱臭するというような2つの種類で脱臭しているという話は、事実としてやっているところです。

それ以外ではなかなか、音なんかですと、逆の音質のものを流してお互い緩衝させて対策するような話は聞いているんですけれども、ちょっと臭いについて、今ああいう大規模なものについて対応する方法というのは、やはり密閉し脱臭するということになるかと考えております。

(会長)

いかがですか、よろしゅうございますか。

どうでしょうか、ほかにご意見は。お願いします。

(委員)

地元の話と環境問題ですか、皆さんご質問があったんですけれども、技術的なことをちょっと聞きたいんですが、今日はじめて下水道の計画を聞いたので間違いかもかもしれませんが、ご説明ですと、左右バランスをするというような計画だとすると、高度処理施設も左右バランスしてつくるという発想になるんですね。そうなると、茅ヶ崎のほうの左岸にも高度処理施設はいつかできる、その用地はあるのかというのが1点。そういう両サイドが同じような機能を持つ

ていなければ、さらにその先に行ったときにどうなのかなというのがちょっと、今日これを見ていると左右が同じ機能ではないので、ちょっとどうなっているのかお聞きしたいと思います。

2つ目が、耐震のお話をされているんですが、これだけ近い地域にあって、両方が一遍に壊れないというデータがあった上で、このネットワーク結果ができてきているのかどうか。この間の新潟の地震ですと相当下水道もやられたと思うんですけども、これだけ近いところで、確かに、茅ヶ崎のほうが砂地盤で影響が大きいだろうと思うんですが、両方が一遍に行ってしまったらどうなってしまうのかというのがちょっと心配で、その辺も見据えて計画をされてネットワークの話をしているのかどうかお聞きしたいのが2点目で、その中にも幾つかありまして、もう既存の下水道のものは、多分、地震が来たらほとんど使えなくなってしまうとなると、処理施設のところで処理水が行かないのではないかというのが大きいかと思うんですが、その辺が本当にネットワークという考え方で災害対策、ちょっと考えると、確かに、右がだめなら左だということなんですけれども、これ両方一遍にいつてしまう可能性も高いのではないかと。その辺きちんと計画されているのかどうかというのが2つ目です。

3つ目は、県も既に進めていらっしゃるんですが、景観ということで、茅ヶ崎側の左岸の松林は確かにすばらしいんですが、私は平塚のまちづくりをやっておりますと、平塚側から見るあの機械は、やはり景観上、非常に阻害要因でして、何とか川の側の緑化とか、それから右岸の処理施設、今日はちょっと現場に行けませんが、上から見ていると、施設を緑で何とか隠すとか、そういう環境対策がもう少しあるのかどうか。先ほど、臭いで言うと、蓋をして処理して、今度、蓋をすると中でまた、日光が届かなくなると影響があるのではないかと思うんですが、やはり植物的な対応もあるんだろうと。花のさくとかそういうもので緩和する方法があると思うんですけども、そういう環境対策はされているのかどうか、その辺の3つをちょっとお聞かせ願えればと思います。

(会長)

お願いします。

(神奈川県下水道課)

まず、1点目の高度処理の件ですけれども、右岸処理場は相模川に放流しているということで、川的环境値基準というものに縛られてきます。左岸の柳島は、放流を直接海にしておりますと、そういう意味では、BODの問題ではなく窒素とか燐の話になるかと思うんですけども、それは多分、相模湾では潮流の問題でクリアできると考えておまして、川と海の放流先の違いで高度処

理の考え方が少し違っているという状況にございます。

それから地震対策についてですけれども、確かに、大規模なものが来て両方と、それは当然あり得ることかと思っておりますが、基本的には、今まで、阪神・淡路では、1カ所、処理場で大分やられたところがあるとは聞いておりますが、そのほかの地震の中では、処理場で大規模に破砕したといたしますかそういうものは、幸いといえますかないので、多分まるきり破壊してしまって数カ月もという状況は何とかクリアできるのかなと。それ以上に話題になっているのは、やはり小さな管が、表面に近いものですから、そういうものが壊れていくというのは相当な延長、相当な費用がかかっているようではございますけれども、流域下水のような大きいものについては、今までの事例の中では何とかクリアできるのかなと。あるいは、一、二カ月の対応である程度のところまでは復旧できるような状況になるのではないかと。特に、最近つくっておりますのは、先ほど申しましたように、地震対策を考慮した形で新たにつくっておりますので、そういうものがある程度あれば、そういうものを使いながら、それこそネットワークでもって多少なりともうまく運用できる可能性は出てくるかと考えております。

それと環境対策、それは臭いとかそういうものだけではなくて、そのほかの施設の状況を、緑化とかそういうことにつきましては、当然のことながら、そういうものは考えてやっているつもりです。上部の利用につきましても、植栽、芝生を張るとかということを中心にしながら、周辺についても、地域の方々から中が見えるというのも、やはり気分的によくはない状況なものですから、なるべく生け垣にするなど木で境界面をカバーするというようなことは、できる限りの中ではやっているつもりです。

そのほか、施設そのものに、例えばツタをはわすようなというお話も、ほかの市からもちょっと聞いておりますので、その辺のところについては、今後またいろいろ研究しながら、少しずつではありますけれども、一步一步いいものにしていくように努力していきたいと思っております。

以上です。

(会長)

いかがですか、よろしゅうございますか。

一つちょっと教えていただきたいんですが、放流されますよね、相模川、それから相模湾ですか、そのときに、放流口というのは地上に出ているんですか、これ。ちょっと教えていただきたいんですが。

(神奈川県下水道課)

四之宮のほうで言いますと、堤防といいいますか、河川の一番の川底のところ、その放流の管渠といいいますか、ボックス、四角い箱なんですけれども、それが出ている形になっております。ですから、堤防の下を通過して、川底のところ、その構造物の下が来ているという状況になります。

(会長)

では、水の中ということでもいいですか。

(神奈川県下水道課)

水位が低いものですから、そういう意味では全部が水の中に、排水口のすべてが水の中にあるような状況ではないんです。

それで、柳島のほうにつきましても、海ですけれども、その放流口というのは、海岸沿いの一番低いところについているような状況ですので、全部が海の中になっているという形ではなくて、潮位が上がれば多少は変わりますが、普段の状態というのは、砂浜から海水面までの高さぐらいしか水は来ていない。ですから、まるきり水の中に放流先があるという形にはなっておりません。

(会長)

先ほど、右岸、左岸それぞれ処理をして、緊急時ということでバイパスをつくるということですよ。年間を通しては大体バランスした処理を両方でやるということですが、緊急のときはそれなりの、大雨等があったとき、また故障したとき、それなりの量が一方に流れるわけですよ。それは最大の関係で、管の最大だけが流れるということでしょうけれども、先ほどお話を伺っていますと、出てくる処理能力を少し緩めて流すと受け取ったんですが、そういうことでもいいんですか。きちんと100%処理してから出せばいいんでしょうけれども、量もふえる、緊急にやらなければいけないということで、そこまでしないで流してしまう、そういうことになるんですか。

(神奈川県下水道課)

そういう災害の緊急事態の場合には、どれぐらいの期間になるかということもありますけれども、やはり管を伝わって汚水が全部処理場に来てしまうわけですから、それは最大限の努力をした中で、そこで最大限の浄化までできた状態で流さざるを得ないかと思っております。その辺は本当に緊急、例えば大規模な地震が来た場合には、そういう形にならざるを得ないかと思っております。

(会長)

そうしますと、これはもう想像の域を出ませんけれども、最終の排水口というんですか最後のところで、極端な話をすれば、未処理に近いものが出てくると。いざという場合というか緊急の場合はですね。ただ、その場合、水位も上がっているでしょうし、どういうふうになるのかなど。場合によっては、ひどい臭いがしてしまうというようなことが考えられるのかどうか、その辺がちょっと気になったものですからお伺いしているんですが、どうでしょうか。

(神奈川県下水道課)

そういう意味では、地震対策として今取り組んでいるのは、未処理の状態であるのはぜひ避けたいということで、対策で力を入れていますのは、少なくとも最初の沈殿池は守ろう。そうすると、そこで半分ぐらいはきれいになるだろうと。それと、あと守るところは、消毒施設は守ろうと。消毒ぐらいはして出そうという形で、最低限でもその2つのポイントは何とかクリアした形で流すということで地震対策を考えております。

それと、先ほども言いましたように、新たにつくっているものは、基本的にはすべての施設が何とか地震には耐えられるような状態になっていますので、通常の処理能力から見ますと2割とか3割程度の処理能力になると思いますけれども、それだけの地震が起きた場合には、皆さんの家庭から出る量とか工場から出る量も当然ながら落ちているでしょうから、何とかしばらくの間はそれをもって最悪の状態はクリアできるのではないかと想像しております。

(会長)

ありがとうございました。

ほかにご意見いかがでしょうか。お願いします。

(委員)

質問も大体、そろそろ終わりかなという感じがいたしますので、この際、動議を提出させていただきたいと思えます。

理由といたしましては、この都市計画というのは、住民の生活に非常に大きな影響を与えるということから、審議会を設けて、そして、行政機関だけで進めるのではなくて、皆さんいろいろお考えを出していただいている方たちの同意を得て進めていくというふうに基本的にはなっていくんだと思えます。

今日委員にいろいろな資料を配布していただきましたけれども、本来ならば、今日書類を皆さんに配布していただいた中で、そして、今日この場で議決ということは非常に無理があると思えます。そういった観点から、この今回の審議会での議決は延期していただきたいという理由から、動議を提出させていただ

きたいと思います。

(会長)

ただいま、委員から動議がございましたけれども、いかがでしょうか。これについて何かご意見ございますか。お願いします。

(委員)

今、委員のほうから審議の延期というようなことでご意見が出されております。私も、地元四之宮の自治会等を含めて、今回見た資料も多いわけでございます。いろいろなことも耳にされているというような状況でございますので、しっかりとこれを再調査させていただいた中で審議をさせていただければよろしいかと思っておりますので、委員の動議に賛成させていただきます。

(会長)

わかりました。

ほかにはいかがですか。お願いいたします。

(委員)

私も、この下水処理問題につきましては、関係市町が12市町ございますね。そのような件で、下水処理の件で、処理場の地域住民の理解が十分に得られていないというように感じます。そして、県の方の答弁の中で、県議会で余り質問がなかったということがございますし、それと、地域住民の意見をよく聞いて取り組みますというお話もございました。そのようなことで、県議会の中で、本会議及び常任委員会等で議案として提案され、また十分な論議が尽くされていないのではないか、そんなふうには私は思いますし、先ほどの委員の提案に賛成いたします。県議会の中の話し合いについては是非していただきたい。

(会長)

ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。お願いします。

(委員)

今のお話はわかりますけれども、全体にとって必要な施設だと考えておりますので、ぜひ延期という場合も、ある程度、どういう手順を踏んだら次のステップに進めるかということまで決めていただいた上で、延期というか、前置きといたしますか、ちょっとその辺の議論をしていただきたいと思います。

(会長)

わかりました。

ほかにご意見ございますか。

(委員)

延期の動議が出ておりますけれども、今後、県のほうの都市計画の決定関連のスケジュールがどうなっているのかということについて、次回に議決をするということになるとしても、いつぐらいであればスケジュール的にいいのかということについて、県の審議会もあるでしょうから、3月に県の審議会はあるのかなのか、あるいは、要はどこまで次を持っていったらいいのかということについて。

(会長)

そうですね、それをちょっとお伺いしたいと思います。どうぞ。

(事務局)

先ほども都市計画審議会のスケジュールというご質問もありましたが、現在、神奈川県都市計画審議会について、市が聞いている予定ですが、4月下旬を予定されているということでございます。そのような日程でありますことから、できれば今月中もしくは4月上旬の都市計画審議会の日程等の調整をさせていただきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、いろいろご意見が出ましたけれども、委員からの動議について、一応、皆さんにお諮りいたします。

ご賛同される方は挙手をお願いいたします。

(挙 手)

(会長)

それでは、賛成の方が多数ですので、本審議案件は、継続して審議することといたしたいと思います。

今、委員からもお話がありましたように、日程的なものもあると思いますので、もしよければ、この場で日程もあわせて決めさせていただければと思います。

す。

一つの考え方といたしましてご提案しますけれども、4月9日、これは水曜日になりますが、いかがでしょうか。9日の14時ぐらいでいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次回は4月9日、14時ということで開催させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、(2)のその他でございます。報告事項といたしまして、平塚市まちづくり条例について、第2次平塚市都市マスタープランについて、高度地区等の変更について、につきまして事務局より説明があるそうでございますので、よろしく願いいたします。

#### (事務局)

それでは、報告事項として資料3点の準備をさせていただきました。まず、1番目が、まちづくり条例についてということでございます。2点目が都市マスタープランについてということで、パブリックコメントの結果報告。3点目が、高度地区等の変更についてということで、同じようにパブリックコメントの結果報告ということでございます。

今日、実はこういった内容につましてきちんと報告させていただきました。また、報告内容に対するご意見をいただく予定でございましたが、今の案件でかなり時間を要しておりますので、今回につきましては、次回の都市計画審議会の日程も決まっておりますということで、今日は資料の説明だけさせていただきます、お持ち帰りいただきまして、お読みいただいて、また次回、改めて報告させていただきます。その中で、またご意見をいただければということでお願いしたいと思います。

まず、まちづくり条例の資料につきましては、今回、去年度の12月議会でもまちづくり条例が議決されまして、今年度の7月の施行に向けて、条例の中で都市計画審議会の審議事項というものを記載しております。その内容についてご説明させていただく報告資料1と条例自体の本文でございます。お読みいただけたらと思います。

続きまして、「第2次平塚市都市マスタープラン素案に関するパブリック・コメントと市の考え方」、報告資料2でございますが、こちらにつきましては、昨年10月1日から31日の1カ月間にかけてパブリックコメントを実施し、その意見の取りまとめが終わりましたので報告させていただくということでございます。ちなみに、意見の提出者数は22名、総意見数は82件でございます。

同じように、資料としまして、その際使用させていただきましたマスタープ

ランの素案のリーフレットを一緒につけさせていただきました。さらに、都市マスタープランの策定につきましては、現在、地域別方針の検討を進めているところでございますが、やはり去年の10月から12月にかけて、平塚市内を7地域に分けて地域別懇談会を開催しました。その懇談会のまとめのピンク色の冊子ができましたので配布させていただきたいと思っております。あわせてお読みいただけたらと思います。

最後に、「高度地区の変更素案及び住宅の容積率緩和制度の見直しに関するパブリックコメントと市の考え方」、報告資料3でございます。こちらにつきましても、前回の都市計画審議会では素案について説明させていただいたところでございます。こちらにつきましては、8月30日から9月29日まで地域別説明会を行いまして、同じく9月30日までパブリックコメントを実施したところでございます。説明会においては、165名の参加、意見数としましては、高度地区が32件、住宅の容積率緩和制度が4件、パブリックコメントにつきましては、高度地区の変更につきましては108名の方から138件の意見、住宅の容積率緩和制度につきましては6名の方から7件の意見をいただいております。こちらがパブリックコメントと市の考え方の内容でございます。

さらに、高度地区の素案についての前回と同様の資料でございます。

さらに、資料につきましては、3ページが素案の内容ですが、その後、今回、高度地区の変更素案の中で緩和制度を設けておりまして、その緩和制度の内容の説明をした資料をA3で3枚ほどつけさせていただきました。優良な建築の誘導施策というものが資料でございます。次回はこちらを中心に説明させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

(会長)

それでは、ただいまの説明につきまして何かご質問ございますか。

(なしの声)

(会長)

よろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の審議案件、報告事項とも終了いたしましたので、第136回平塚市都市計画審議会は、これで閉会とさせていただきます。

長時間にわたって皆様のご協力ありがとうございました。

それでは、傍聴の方は、ご退場をお願いいたします。

(傍聴者退場)

(会長)

それでは、事務局から、ほかに何か連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局)

それでは、事務局のほうから事務連絡をさせていただきます。

次回審議会につきましては、4月9日の14時からということで、場所等、内容につきましては、また改めて詳細を後日お送りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、事務局から事務連絡は以上になります。本日はどうもありがとうございました。

**【審議会閉会】午後4時30分**